

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月1日(木) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18名)

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
5番 福江 晋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
三原 仁

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

田久保 孝一

4. 議事日程

- 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
議案第49号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第51号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
議案第52号 非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただ今から第14回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、4番の川崎委員と5番の福江委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第47号1件、議案第48号2件、議案第49号1件、議案第50号1件、議案第51号1件、議案第52号1件となっております。</p> <p>それでは引き続き、議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見をお求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	<p>おはようございます。</p> <p>28日に、三原推進委員と、〇〇さんが体調不良ということで、〇〇さんの娘さんの子どもさん、娘さんと旦那さんは、地区の除草作業が行われていて、それに出たということで、息子さんとお話をしてしてきました。</p> <p>貸付人の〇〇さんが体調不良ということで、5、6年くらい前から作業ができていないということで、もう荒れ放題になっています。</p> <p>どうやって、知り合われたかなどの経緯は分かりませんが、友達の紹介か何かで島原の方で、〇〇さんは、みかんとプラムを栽培してるそうです。</p> <p>プラムも梅もあんまり変わらんやろうから、何とかできるでしょうということでした。</p> <p>とりあえず、まず2年ぐらいですね、まず、畑と木の現状把握から取り組んで、賃借料は2年くらいはいただかないという話でした。</p> <p>とにかく、荒らさないように頑張ってくださいということで連絡をしましたら、よろしくをお願いしますということでした。以上です。</p>
三原推進委員	<p>7月28日に、福江委員と一緒に〇〇さんのところへ行ってきました。</p> <p>この畑は梅園で、〇〇さんが病気のため、5、6年していなくて、荒れ放題になっていました。</p> <p>梅園は、枝の剪定とか、草刈り機で草を払わんばいかんような状態でした。そこで、島原の〇〇さんに10年契約でお願いしたということでした。</p> <p>確かに10年ぐらいうれば良くなると思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第47号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第47号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、土砂の流出や崩壊など排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第4条第6項各号の各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>この案件につきましては、29日に来てくださいということで、私と田久保推進委員と、〇〇さんは仕事で出ておられまして、奥様が立ち会っていただきました。</p> <p>書いてあるとおり、一つも間違いはないわけですがけれども、農地としてはどうかというような感じで見えてきたところです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第48号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第48号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p>

事務局	<p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。この農地は、既存施設の拡張として既存施設の機能の維持・拡充のために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を使用することが必要であると認められます。また、その場所以外の代替地も想定できず、拡張に係る部分の敷地面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えていないこと、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しても特に問題無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いいたします。</p>
川下委員	<p>この案件につきましては、28日に現地立会いということで、私と内田推進委員、〇〇さん本人で立会いをいたしまして、書類の通りになっております。</p> <p>ここで、私の方から参考のために申し上げますけれども、この土地自体が、土地改良区の受益地になっていまして、農地の申請に関しましては、面積によって、理事長の専決、理事会の議決、総代会の議決と別れています。</p> <p>今回に関しましては、5反未満であれば、理事長の専決で良いとなっておりますので、意見書を農業委員会の方には提出をしました。以上です。</p>
内田推進委員	<p>ここは2年ほど前からそのままにしていたということで、〇〇くんにとちょっとやかましく言ったんです。</p> <p>これからは、事後報告ではなく、申請をしてからしてくださいと言いまし、申し訳ありませんという感じで、本人も反省をしておりました。</p> <p>あとは、土地改良区の理事長の承諾を受けたと言いますからもう私から言うことはありません。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第48号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第48号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第49号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願いについて、別紙関係人より証明願いを受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>28日に、榊原会長と江下推進委員と3名で、〇〇さんの父、〇〇さんと話をしてきました。</p> <p>許可前ではありますが、小屋が建っていました。申し訳ありませんということでした。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>今、説明された通りです。2年前から建設をされて、見切り発車をされているみたいです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>

議長	<p>それでは、議案第49号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第49号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、証明書を発行します。</p> <p>続きまして、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また土砂の流出や崩壊など、排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項の各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>今回の調査につきましては、〇〇さんが県外にお住まいということで、電話にて内容の確認をしております。</p> <p>それで、間違いありませんという確認を取っております。</p> <p>〇〇さんの方ですけども、28日に、〇〇さんの親戚の〇〇さん、笹本推進委員と私で確認を行っております。</p> <p>内容ですが、先ほど説明があったとおり、419㎡の中に建物とか駐車場とかを作る内容になっています。</p> <p>現状は、畑でみかんを〇〇さんがされていたということですが、今回、住宅を建てるということで、伐根して除草剤をかけられているといった状況に</p>

	<p>なります。</p> <p>現在のお住まいについても確認したところ、外見から見ても土壁の一部崩壊、また、玄関先の方が山側になりますけど、歩道から玄関に水が入ってくるため、水を止めるためブロックの設置とか、外壁の剥離等も見られます。</p> <p>一番大きいのが、屋内のシロアリ被害ということで、実際、床とか畳が外れたりといったところもありますし、台所も雨漏りしているといったことで今回の計画となりましたということです。</p> <p>今回の計画建物の周りは、三方水路に囲まれていて、そっちの方に雨水等の放流を行い、生活排水については、合併浄化槽により排水もこの水路に放流していきますといった内容でした。以上です。</p>
<p>笹本推進 委員</p>	<p>今、西村委員が言われた通りですけど、全て〇〇さんにお任せしているということでした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第50号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第50号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案51号、農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について、別紙関係人より申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>この議案については、過去に農地転用許可を受けた案件について、申請人が事業計画を変更する場合に、改めて県から事業計画の変更承認を受けなければならないため今回の申請に至っております。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>この件について、説明にあります通り、令和4年に許可が出ておりますので、当然、太陽光発電設備が通常であれば立っているものと思うんですけども建っていません。今回、4件の許可中、〇〇番地が今回取消になった部分です。</p> <p>そういう中で、売買で差し戻しということは、お金のやり取りがあってるんじゃないかという不安がありましたので、そこまで確認をさせていただきました。</p> <p>その結果、太陽光を設置して、所有権が移転した時点で代金は支払う契約を取っていたということで、これについては、太陽光発電設備もまだ設置していなかったもので、金額のやり取りはあってませんということでした。</p>
大岡推進委員	<p>この件につきまして、7月28日に地区の愛路日がありましたので、その時に〇〇さんに伺ったところ、本人はあまりよくわかっていなかったみたいですが、30日に事務局に出向いて、中島委員から行政書士の方に連絡を取ってもらって、理解をしたところです。</p> <p>現地の方は、昨年まで〇〇さんの孫が茄子を作っておったところで、今、1年間ぐらい放置されてますので、現状、草木が繁茂しているような状況です。今後のどうされますかと聞いたところ、誰か作ってくれる人がいれば、お願いしたいということで、また、同じように〇〇さんに頼んでみようかなということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第51号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第50号1番について、事業計画の変更に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は問題ないと認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第52号、非農地判断について、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>農地法第30条第1項の規定による利用状況調査において、荒廃農地の発生解消状況に関する調査要領調査要領および農地法の運用について基づき、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地については同法第2条第1項の農地に該当しないことについて決定を求めるということになっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは議案第52号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第52号1番について、非農地であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は非農地と認め、法務局に提出します。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和6年8月1日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 川 崎 豊 洋

議事録署名者 福 江 晋